

さいたま市経済局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日 時 令和3年7月8日（木） 9時30分～11時00分
- 2 会 場 ときわ会館 3階 第2会議室
- 3 出席者 （委員）東谷委員長、齋藤委員、大橋委員、鶴田委員、
千枝委員、矢口委員、下村委員
（所管課）見沼グリーンセンター
（事務局）経済政策課

4 諮問内容と答申結果

以下の施設の選考方法案について諮問を受け、選考方法案のとおりとする旨、答申した（「5 議事要旨（2）」参照）。

| 施設名称 | 施設数 | 施設種別 | 募集方法 | 指定期間 |
|----------------|-----|------|------|--------------------|
| さいたま市大宮花の丘農林公苑 | 1 | 農業施設 | 公募 | 令和4年4月1日～令和9年3月31日 |
| さいたま市農村広場 | 1 | 農業施設 | 公募 | 令和4年4月1日～令和9年3月31日 |

5 議事要旨

（1）委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

互選により東谷委員が委員長として選任され、東谷委員長より委員長職務代理者として齋藤委員が指名された。

（2）さいたま市経済局指定管理者審査選定委員会への諮問について

①さいたま市大宮花の丘農林公苑の選考方法案について

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

①募集区分

- ・単独

②設置条例名・設置目的

- ・さいたま市大宮花の丘農林公苑条例
- ・都市農業に対する理解を深めるとともに、地域農業の振興及びふるさと環境の創設を図るため

③施設概要

- ・所在地 さいたま市西区大字西新井 124 番地

- ・規模 敷地面積 108,766.85 m²
 緑のふるさとセンター
 延床面積 611.00 m²
 鉄骨造 平屋建
 平成3年4月建築
 主な施設 研修室、実習室、みそ加工室、調理室
- 花の食品館
 延床面積 492.97 m²
 鉄骨造 2階
 平成8年3月建築
 主な施設 農産物直売所、草花直売所、簡易加工室、
 レストラン

④指定管理者の業務内容

- ・業務内容 施設管理に関する業務
 施設運営に関する業務
 施設の設置目的を達成するために必要な業務
 その他の業務

⑤指定期間

- ・令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

⑥募集方法及び申請資格要件等

- ・公募
- ・資格要件 本店の所在地がさいたま市内にあること。
 公の施設（施設所在地が市外も可）の管理運営業務（植栽
 管理を含む）を3年以上継続して行っていること。

⑦選定基準

- ・入苑者を増加させるため、花畑の充実・サービス向上を重視し、関係
 する項目の配点を他項目の3倍とした。

⑧利用料金制

- ・利用料金制を採用

⑨指定管理料

- ・各経費については、過去4年間の実績額を参考にし、今後の人件費や
 原材料費の上昇を加味した額から指定管理料収入見込額を差し引い
 て算出。

[主な質疑等]

- Q どの地域の居住者が利用しているのか。また、交通アクセスの便は。
- A 近隣の方が多い。居住区で言えば、西区、北区、大宮区が多い。アク
 スは、以前は宮原駅からのバスがあったが、現在はない。上尾市から

のバスがあり、上尾市からの利用者も多い。

Q 調理場などの施設は大宮駅周辺で利用しようとする高い。農業者以外の方の利用状況はいかがか。

A 周知が十分にされていない状況である。施設改修の際には、広く周知したい。

Q 調理室での料理教室等は実施しているのか。

A 現在は、実施していない。応募事業者からの提案を期待したい。

Q 公苑ホームページがわかりにくい。

A ホームページについては、改善が必要と認識した。

(質疑等終了。所管課退席。)

[審査・発言要旨]

・入苑者の増加を課題とし、選定基準においてサービス向上に向けた取り組みの配点を高くしていることから市の選考方法案に異論はない。

[結果]

・選考方法案について、所管課の案のとおりする旨、答申することに決定した。

②さいたま市農村広場の選考方法案について

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

①募集区分

・単独

②設置条例名・設置目的

・さいたま市農村広場条例

・農業経営の改善及び農業従事者の福祉の増進を図るため

③施設概要

・所在地 さいたま市見沼区大字宮ヶ谷塔 765 番地

・規模 敷地面積 37,261.00 m²

延床面積 555.21 m²

鉄筋コンクリート造 平屋建

昭和 56 年 6 月開館

主な施設 多目的ホール、会議室、和室、生活改善室、
屋外トイレ、倉庫、運動広場、芝生広場

④指定管理者の業務内容

・業務内容 施設管理に関する業務

施設運営に関する業務

施設の設置目的を達成するために必要な業務
その他の業務

㊦指定期間

- ・令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

㊧募集方法及び申請資格要件等

- ・公募
- ・資格要件 本店の所在地がさいたま市内にあること。
公の施設（施設所在地が市外も可）の管理運営業務を3年以上継続して行っていること。

㊨選定基準

- ・農業色を出した自主事業を重視し、関係する項目の配点を他項目の2倍とした。

㊩利用料金制

- ・利用料金制を採用

㊪指定管理料

- ・各経費については、過去4年間の実績額を参考にし、高木の維持管理料等を加味した額から指定管理料収入見込額を差し引いて算出。

[質疑等]

- Q 農的な利用の現状はどうなっているのか。
- A 農業者が少なくなっていることや、会議室等として利用できる他施設もあることから、農的な利用は少ない状況である。
毎週土曜日に、農産物の直売を実施している。
農業施設であるため、農業色のある新たな提案を期待したい。
- Q 多目的ホール等の利用状況はいかがか。
- A 多目的ホールでは、太極拳やダンス、カラオケなどで利用されている。
(質疑等終了。所管課退席。)

[審査・発言要旨]

- ・農業色を出した活用を課題とし、選定基準において関係する項目の配点を高くしていることから市の選考方法案に異論はない。

[結果]

- ・選考方法案について、所管課の案のとおりする旨、答申することに決定した。